

Title	昭和25年(1950)商法改正の意義と位置づけに関する一 考察: 株主の権利・地位の強化を中心に
Author(s)	高倉, 史人
Citation	国際公共政策研究. 2001, 6(1), p. 83-97
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4094
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

昭和25年(1950)商法改正の意義と 位置づけに関する一考察

一株主の権利・地位の強化を中心に一*

The significance and impact of the 1950 Amendments of the Commercial Code:

with a Special Emphasis on Shareholder's Rights and Positions

高倉 史人**

Fumito TAKAKURA**

Abstract

This article examines the negotiations and deliberatoins in the process of the amendments of the Commercial Code in 1950. The article makes it clear that the 1950 amendments, by introducing American ideas of corporation law, strengthened shareholder's rights and positions than any other past amendments. These amendments functioned as a check for the power of directors, though the legislator didn't make this policy clear. These amendments, in effect, modernized the Japanese corporation law, which has regulated the Japanese economy for 50 years.

キーワード:商法改正、株主の権利・地位の強化、取締役、GHQ、国会

Keywords: amendments of the Commercial Code, shareholder's rights and positions, powers of directors, General Headquarters, the Diet

^{*} 本稿の作成にあたり、大阪大学大学院国際公共政策研究科 野村美明教授に御指導ならびに有益な御教示を頂きました。ここに記して感謝申し上げます。なお、文責はすべて筆者に帰するものです。

^{**}大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

1 はじめに

明治32年 (1899) 6月16日に商法が施行されてから、今年で約102年経過し、この間、会社 法を中心に多くの改正が行われた。それは、明治44年 (1911) の改正をはじめとして、昭和 25年 (1950)、56年 (1981)、平成5年 (1993) そして、今年の平成13年 (2001) の改正まで 多数に渡る¹⁾。

この中で、昭和25年商法改正は、戦後はじめての改正であり、従来のドイツ商法体系にアメリカ法を大幅採用した改正であった。すなわち、約100条以上の改正で、①資本調達の便宜・簡易化を図るために、授権資本制度と無額面株式を採用し、②株主の権利・地位の強化を図るために、株主の書類閲覧権、株主代表訴訟、取締役の違法行為差止請求権等を規定し、③外国資本、特にアメリカ資本の導入を図るために、外国会社の規定を整備し、④会社機関の再構成によって経営の合理化や経営機構の現代化を図るために、株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大を行い、取締役会・代表取締役制度を採用し、監査役の権限の縮小、取締役の義務と責任規定の強化・整備等を行った改正であった。そして、この改正の4本柱をめぐって、日本政府とGHQの交渉が行われ、続けて法制審議会、第7回国会で審議がなされたのである。

ところで、このような昭和25年商法改正については、従来、改正条文の解釈や内容の研究が中心をなしていた。しかし、昭和25年商法改正の全体像を浮き彫りにするためには、それでは不十分であり、改正の経過を検討して、意義と位置づけを明らかにすることが必要であると考えられる²⁾。

本稿では、昭和25年商法改正の経過を検討し、意義と位置づけを明らかにするが、その際、 ②株主の権利・地位の強化の問題を中心に考察を行う。なぜなら、株主の権利・地位の強化 の問題は、日本政府とGHQとの交渉、法制審議会及び第7回国会における審議の中心とな

¹⁾ 代表的なものとして、戦前では、明治44年 (1911)、昭和13年 (1938) に改正が行われ、戦後では、昭和23年 (1948)、 25年、26年、30年 (1955)、37年 (1962)、41年 (1966)、49年 (1974)、56年 (1981)、平成2年 (1990)、5年 (1993)、 6年、9年 (1997)、10年、11年、12年、13年などに改正が行われた。

²⁾ 昭和25年商法改正の解釈や内容については松本炁治博士、鈴木竹雄博士、大隅健一郎博士をはじめとして多くの商法学者が研究を行ってきた。一方、改正経過、意義、位置づけに関しての研究としては次の論文・著書をあげることができる。北沢正啓「株式会社の所有・経営・支配」(『岩波講座 現代法9』、岩波書店、1966) 76頁〜84頁、三枝一雄「昭和25年商法改正の歴史的意義』(法律論叢、明治大学、第46巻第1号、1973) 69頁以下、鈴木竹雄=竹内昭夫『商法とともに歩む』(商事法務研究会、1977) 104頁以下、池島宏幸『大企業支配体制の法構造』(日本評論社、1984) 32頁〜38頁、地野千白「戦後会社法への第一歩一昭和23年の改正一」(浜田道代編『北沢正啓先生古稀祝質論文集 日本会社立法の歴史的展開』、商事法務研究会、1999) 206頁以下。中東正文「昭和25年商法改正一GHQ文書から見た成立経緯の考察(1)〜(4)」(中京法学第30巻第3号〜第31巻第3号、1995〜1997)、同「昭和25年および昭和26年商法改正関係資料一GHQ/SCPA文書から一」(中京法学第31巻第2号〜第31巻第4号、1996〜1997)、同「GHQ相手の健闘の成果一昭和25・26年の改正一」(浜田編『日本会社立法の歴史的展開』) 218頁以下等。なお、本稿は、これら先学の業績を踏まえて昭和25年商法改正を検討する。

っていたからである。また、昭和25年商法改正以後、社会的に大きな会社の不正事件の発生などによって、株主の権利・地位の強化の問題がとりあげられて改正が行われたが、現在でも引き続き商法上重要な問題となっているからである³⁾。

この株主の権利・地位の強化の問題を中心に、2で昭和25年商法改正の前提として当時の経済状況と昭和23年商法改正を概観し、3で昭和25年商法改正の経過を、日本政府とGHQとの交渉、法制審議会及び第7回国会における審議に分けて検討することによって、交渉や審議の特徴、改正に対する当事者、政界、司法界、経済界及び学界の意図や考えを明らかにする。そして、4でこれらの考察を通して、昭和25年商法改正がどのような意義をもった改正であったのか、また上記の商法改正の中でどのように位置づけられるのか明らかにし、最後に昭和25年商法改正が実際どのように機能し影響を及ぼしたのか指摘し、今後の商法改正を展望したいと考えている。

2 昭和25年商法改正をとりまく状況

2-1 経済状況

昭和20年(1945)8月15日の敗戦後、GHQは占領政策の1つとして経済の民主化政策一農地改革、労働運動の解放、財閥解体を行った。特に、財閥解体において、財閥企業を凍結した「会社ノ解散ノ制限等ノ件」(昭和20年11月24日)、財閥の独占的支配権を切断した「会社の証券保有制限等に関する件」(昭和21年11月24日)等を中心に多くの法制度が実施された。また、アメリカの反トラスト法を導入してカルテル的共同行為を全面的に禁止し企業結合を徹底的に制限した「独占禁止法」(昭和22年4月14日)も制定された。さらに、「過度経済力集中排除法」(昭和22年12月18日)も制定された。このような財閥解体に関する法制度によって、財閥の同族的支配の解体、財閥の持株の公開が行われ、経済の民主化政策が推進されたのである。

しかし、昭和23年(1948)頃になると、世界的冷戦が激化したために、GHQの占領政策が、経済の民主化から日本経済の復興・自立のための対日援助へと転換が図られた。すなわち、ドッチラインによってインフレーションを収束させ通貨を安定させ、また、独占禁止法の改正によって国際契約や貿易協定、株式や社債保有及び会社合併等の制限が緩和された。そのため、外資導入が図られ企業結合への道が開かれたのである⁵⁾。

³⁾ 後出本文5参照。

⁴⁾ 渡辺洋三「戦後の日本資本主義経済と法」(『岩波講座 現代法7』、岩波書店、1966) 165頁~167頁。

⁵⁾ 同上170頁。

2-2 昭和23年商法改正

既述した財閥解体に関連して、昭和21年 (1946) 10月28日に財閥調査団エドワーズ委員長は、①従来の株金分割払込制度によって財閥が比較的少額の投資で会社支配を可能にできたこと、②小株主の利益保護と会社経営者の恣意的力の制限が必要であることを主張し、日本の会社法批判を行った⁶⁾。

なかでも、①に関してGHQから株金全額払込制度に改正するよう指示があったために、政府は昭和23年(1948)6月30日の第2回国会に商法改正案を提出した。この提案理由は次の通りである。従来の株金分割払込制度は「株金はこれを分割して会社の設立又は資本増加の際に、第一回払込としてその四分の一以上を払い込むをもって足りるものとし、残額は会社の成立した後、または資本増加の効力が生じた後、必要に応じて払い込ませる」制度である。しかし、未払込株金遅滞の徴収手続きが煩瑣なこと、恐慌や会社破産時に株金徴収が不可能なこと等により問題が多く、また、現在主要な会社は全額払込となっており廃止しても影響が少ない。そこで、株金分割払込制度を廃止して、これらの「弊害を一掃し、会社の資本計算を容易ならしめ、会社の信用を高め、外資導入の一助」としたいということであった。その後、商法改正案は可決され、同年7月12日に法律第148号として制定・施行された。

以上の状況から、財閥解体によって、財閥の持株の公開、株式の分散化が行われ、一般株主が増え、その権利・地位の強化が必要となった。また、株金分割払込制度の廃止によって、企業が簡便な資金調達手段を失ったために、その便宜回復手段として授権資本制度の導入が経済界から要望された。これらを背景に、昭和23年の8月ごろから商法改正の本格的な検討がはじまったのである。

3 昭和25年商法改正の経過

3-1 日本政府とGHQとの交渉

まず、本格的な昭和25年商法改正の検討が開始されたのは、昭和23年(1948)8月30日、 法務庁(現法務省の前々身)内に「商法改正準備調査会」が設置されたことによる。この調 査会は、委員長(兼子一)、委員13名(岡咲恕一、松田二郎、鈴木竹雄、石井照久、大隅健一 郎等)、監事9名(環昌一、矢沢惇等)から構成されており、同年10月7日には「株式会社法

⁶⁾ 末川博編『資料・戦後20年史 3 法律』(日本評論社、1966) 251頁、池野千白「戦後会社法への第一歩―昭和23年の改正―」(前掲注2) 浜田編『日本会社立法の歴史的展開』) 206頁以下。

^{7)「}第2回国会衆議院司法委員会議録」第48号8頁 (マイクロフィルム)。

改正の根本方針」(11項目)を発表した8)。

この根本方針によると、改正の主眼は、「第一に、いわゆる米国などで行われている授権資本制度(authorized capital stock system)を採用して会社経営者に資金プールを与え、第二に、広く一般投資大衆を獲得するためアメリカ等で採用されている無額面株(non par value stock)の発行を認め」ることであった。すなわち、授権資本制度と無額面株式の採用である。また、「今回は前述の主眼点のみを中心とする改正に止め、他の多くの点は別の機会に譲るのが適当と考えられるので、一応、現行商法第二編第四章の改正という形による」として、株主の権利・地位の強化、外国会社規定の整備、株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大等は含んでいなかった。調査会としては、会社経営者が容易に必要な資金を調達できるようにするという目的に基づいて授権資本制度と無額面株式の採用を根本方針として示したと思われ、後述するGHQの改正方針と大きく異なっていたのである。

一方、GHQの昭和25年商法改正に対する動きとして、既述したように、財閥調査団エドワーズ委員長は、小株主の利益保護及び会社経営者の恣意的力の制限という主張を行っていたが、これに応える意味での商法改正が要望されていた。

また、昭和23年8月28日には、集中排除審査委員会が「集中排除計画の諸問題に関する勧告」を行った⁹⁾。その中で「当委員会は、集中排除計画の成功と日本の全般的経済計画にとって基本的に重要なものとして、適当な会社法と再編成法を早期に採用するよう勧告する」と述べている。この「適当な会社法」の採用とは、財閥などの集中が排除され、それらの株の公開によって一般株主が増えるために、その権利・地位を強化する会社法改正が必要であるという意味と考えられる。

このような株主の権利・地位の強化の主張や勧告を背景にして、GHQ(経済科学局(ESS)反トラスト・カルテル課)は、昭和23年11月15日から法務庁と交渉を開始し、翌24年1月31日には、いわゆる「シックス・ポイント」と呼ばれる交渉項目を提示した¹⁰⁾。すなわち、①株主の書類閲覧権(Stockholder's Right of Access to Books and Records)、②株式の譲渡性(Transferability of Shares)、③議決権(Voting Rights)、④資本増加(Increase in Capital)一新株引受権、⑤少数株主の権利と救済(Minority Stockholders' Rights and Remedies)、⑥外国会社(Foreign Companies)の6項目である。

このシックス・ポイントには、法務庁が主眼とした授権資本制度と無額面株式の採用は含まれておらず、株主の権利・地位の強化と外国会社の整備が主となっている。これは、日本

⁸⁾ 前掲注2)鈴木=竹内『商法とともに歩む』156頁~159頁、605頁~615頁、前掲注2)中東「昭和25年商法改正—GH Q文書から見た成立経緯の考察(1)」7頁~10頁、同「GHQ相手の健闘の成果」219頁~220頁。

⁹⁾ 三和良一「独占禁止」(大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで一』第2巻、東洋経済新報社、1982) 524 頁以下。

¹⁰⁾ 前掲注2)鈴木=竹内『商法とともに歩む』、159頁~164頁、615頁~616頁、前掲注2)中東「昭和25年商法改正—GH Q文書から見た成立経緯の考察(1)」23頁~25頁、同「GHQ相手の健闘の成果」227頁~228頁。

では株主の権利・地位が非常に弱いというGHQの強い認識があったからだと考えられ、G HQと法務庁の商法改正に関する方針の違いが明確に出ているといえよう。

これに対して、法務庁は、特に株主の権利・地位の強化が実現されると日本では会社荒らしを利することになるのではないかと考えていた。この「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」という考えは、法務庁だけでなく、司法界、経済界及び学界など非常に広範囲でもたれていた考えであり、後のGHQとの交渉、法制審議会や国会の審議、経済界や商法学者の意見などで中心的な考えであった¹¹⁾。

昭和24年(1949)2月3日から、両者はシックス・ポイントの順番に従って40回以上の交渉を行い、同年5月28日には、兼子一委員長が「商法の一部を改正する法律案」をGHQに提出した。これは、法務庁がGHQの示唆によって特に会社法に関する規定のうち株主の書類閲覧権、株式の譲渡性、新株引受権、株主の議決権、少数株主の権利と保護及び外国会社に関する諸規定について緊急に改正する必要があるために作成された法律案であり、シックス・ポイントを根拠したことが明確にあらわれれていた。しかし、GHQは株主の権利・地位の強化、特に株主の書類閲覧権が不十分だとして強い異議を唱えたために両者の交渉が続けられた120。

そして、昭和24年6月15日には、兼子一委員長から改正作業を引き継いだ佐藤達夫委員長が上記の5月28日案の修正案をGHQに提示した。しかし、GHQは株主の権利・地位の強化がまだ不十分だとして異議を唱え、逆に6月20日に佐藤委員長に対して改訂案を提示した。結局、7月18日にGHQの改訂案に授権資本制度と無額面株式を加えたものが法務府(6月1日法務庁から改組)の商法改正案として完成したのである¹³。

以上の経過において、シックス・ポイントを基礎にし、特に株主の権利・地位の強化の問題が中心であり、日本側が示した授権資本制度と無額面株式の採用は副次的なものとなっており、GHQ主導の交渉といえよう。また、GHQとしては日本の株主の権利・地位が阻害がされているという認識からその強化を意図している。これに対して、日本側は「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」という認識があるためにできるだけ株主の権利を制限しようとする意図があらわれているといえよう。

3-2 法制審議会

昭和24年(1949)8月13日、法制審議会に対して、法務府は既述した商法改正案を基にし

¹¹⁾ 前掲注2)鈴木=竹内『商法とともに歩む』163頁~164頁。

¹²⁾ 前掲注2)中東「昭和25年商法改正―GHQ文書から見た成立経緯の考察(1)」32頁以下、同「GHQ相手の健闘の成果」229頁~238頁。

¹³⁾ 前掲注2)中東「昭和25年商法改正—GHQ文書から見た成立経緯の考察(1)」58頁~63頁、同「GHQ相手の健闘の成果」239頁~253頁。

た「商法の一部を改正する法律案要綱」(54項目)を提出し、同時に世間にも発表した¹⁴⁾。この要綱の目的は「株式会社について、いわゆる授権資本制度を採用し、且つ、無額面株式の発行を認め、なお、株主の書類閲覧権、株式の譲渡性、新株引受権、株主議決権、取締役の責任、少数株主の権利と保護及び外国会社に関する現行諸規定に改正を加える」ことであった。すなわち、日本側の方針とGHQのシックス・ポイントを含んでいるが、株主の権利・地位の強化に重点が置かれた要綱といえよう。

法制審議会は、要綱の検討を行うために商法部会(高柳賢三部会長、委員40名、幹事18名)を設け、より詳細な検討を小委員会(横田正俊委員長、委員22名)に委ねた。小委員会は、昭和24年9月20日から10回にわたって検討を行い、10月28日に修正案を商法部会に提示した。翌29日に修正案は可決されGHQに送られた。なお、修正案には、株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用が新しい内容として含まれていた¹⁵⁾。

この法制審議会の修正案に対して、GHQは株主の書類閲覧権、会社訴訟などに強い異議を唱えたために、昭和24年12月1日から14日まで日本側と交渉が行われた。そして、12月23日には法制審議会で「商法の一部を改正する法律案要綱の修正案」が可決され、法務総裁に答申された¹⁶⁾。法務府は、昭和25年1月10日にこれを基にした法律案を作成しGHQへ再び提出し、GHQとの交渉を経て、1月23日に最終案を完成した。最終案は1月27日に内閣で承認され、2月24日の第7回国会に「商法の一部を改正する法律案」として提出された。最終案には、①授権資本制度と無額面株式の採用、②株主の権利・地位の強化、③外国会社規定の整備、④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用という改正の4本柱が盛り込まれた¹⁷⁾。

以上の経過においても引き続きGHQの株主の権利・地位の強化という意図が強くあらわれ、それが最終案にも反映していると考えられる。

¹⁴⁾ この要綱に対して、経済界の反応は、例えば、昭和24年10月17日に経団連から法務府に出された要綱に対する 9 項目の意見書では、「1、株主の会計書類閲覧権を認める規定を削除すること=書類閲覧権を一切の会計書類に及ぼすことは悪意の小株主に濫用されるおそれがあり会社の正常な業務の執行を阻害する」となっており、株主の地位・権利の強化に反対する意見が主であった。また、学界の反応もほぼ同じく、株主の地位・権利の強化について、わが国ではもっぱら「会社荒し」に利用されているといっても過言でなく、株主の書類閲覧権などは特に問題であるという意見が強かった。このような「株主の地位・権利の強化=会社荒らしを利する」ので反対という考えが、経済界や学界の中心で大勢を占めていたのである。日本経済新聞昭和24年10月16日、松本烝治「会社法改正要綱批判」(法律時報第22巻第 3 号、1950)2 頁以下、「改正会社法の諸論点」(同書)39頁以下、前掲注2)鈴木=竹内『商法とともに歩む』161頁~162頁、616頁~622頁。

¹⁵⁾ 具体的には、「第9の3 総会の決議事項は、法令又は定款に定めた事項に限ること。第19の2 取締役会の制度を設け、会社の業務執行は、取締役会が決すること。第19の6 会社には、会社を代表すべき取締役を置くこととし、定款又は株主総会の決議によって定めない限り、取締役会の決議によって定めること」等である。岡咲恕一「商法の一部を改正する法律案要綱概説」(法曹時報第1巻第9号、1949) 1頁以下、前掲注2)中東「昭和25年商法改正一GHQ文書から見た成立経緯の考察(3)」22頁~36頁、同「GHQ相手の健闘の成果」253頁~261頁。

¹⁶⁾ 前掲注2)中東「昭和25年商法改正—GHQ文書から見た成立経緯の考察(3)」37頁以下、同「GHQ相手の健闘の成果! 261頁~269頁。

¹⁷⁾ 前掲注2)中東「昭和25年商法改正―GHQ文書から見た成立経緯の考察(4)」109頁~116頁、同「GHQ相手の健闘の成果」270頁~274頁。

3-3 第7回国会における審議

3-3-1 審議経過

「商法の一部を改正する法律案」は、昭和25年2月24日に衆議院の法務委員会に付託され、2月28日から審議が開始された。提案理由は、①株金分割払込制度廃止により、企業が簡便な資金調達手段を失ったために、その便宜回復手段として授権資本制度と無額面株式を採用したこと、②財閥解体により、財閥の持株の公開、株式の分散化が行われ、一般株主が増え、その権利・地位の強化を図ったということであった¹⁸⁾。法務委員会では17回の審議を行い、司法界、経済界、学界など20名の参考人を招いて意見を聴取し、4月29日には20条余の修正案を承認し本会議でも可決して参議院に送った¹⁹⁾。

参議院においても、「商法の一部を改正する法律案」が昭和25年2月24日に法務委員会に付託され、20回の審議と2回の公聴会が行われた。5月2日には衆議院案を30条余修正した案を承認し本会議で可決して再び衆議院へ送り²⁰⁾、衆議院では同日に参議院の修正案を可決した²¹⁾。最終的には、5月10日に「商法の一部を改正する法律」が法律第167号として制定され、翌26年7月1日から施行されたのである。

3-3-2 審議における各界の意見

既述したように「商法の一部を改正する法律案」に関する衆・参議院法務委員会での審議には、政党の委員だけでなく、司法界、経済界、学界等から参考人や公述人を招いて意見を聴取した。そのため、多くの意見が述べられたが、これらは①授権資本制度と無額面株式の採用、②株主の権利・地位の強化、③外国会社規定の整備、④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用に関するものが中心であった。

3-3-2-(1) 政界

法律案に対して、自由党、国民民主党、社会党は賛成を表明した。例えば、自由党の田島 好文委員は、「この法案の制定によりまして外資の導入の動機をつくって、そうして日本経済 再建のために、国民生活安定に大いに効果を発揮することをここに期待して、この法案に賛

^{18)「}第7回国会衆議院法務委員会議録」第10号10頁~12頁(マイクロフィルム)。

¹⁹⁾ なお、衆議院は、名古屋、大阪及び福岡市の委員を派遣して、参議院と合同で地方の各界代表の参考意見を聴取し、 東京でも、経済界主催の会合にも委員が数回出席して意見交換を行った。昭和25年4月8日と11日には通商産業委 員会との連合審査会を開催して経済界に与える影響の是非について検討した。また、20条余の修正は授権資本を会 社が発行する株式の総数によって示したこと、新株引受権に関する事項を登記事項としたことなどである。「第7回 国会衆議院法務委員会議録」第21号〜第23号、第28号、第34号、第44号(マイクロフィルム)。「第7回国会衆議院 法務委員会通商産業委員会連合審査会議録」第1号、第2号(マイクロフィルム)。

²⁰⁾ 参議院の修正は、額面株式の最低額の引き上げ、授権資本枠を超える新株発行の処罰などである。「第7回国会参議院法務委員会会議録」第1号〜第37号(マイクロフィルム)。

^{21)「}第7回国会衆議院会議録」第47号1310頁~1311頁 (マイクロフィルム)。

成を表しておるわけであります」と述べている²²⁾。また、社会党の猪俣浩三委員は、「この経営と資本とを分離し、なお株主権を強化し、なおまたある程度におきましては授権資本制度も、無額面制度も、これを適当に運用するならば、日本の経済危機を打開する一つの企業活動として効果があるとも考えられます」と述べている²³⁾。すなわち、法律案には、①~④の改正の4本柱が規定されており、その効果が経済再建、経済危機打開、国民生活安定及び外資導入などに期待できるので賛成ということである。

これに対して、共産党は反対を表明した。その理由として、加藤充委員は、①授権資本制度と無額面株式の採用、③外国会社規定の整備、④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用は取締役の独占的支配に便利な条文で、取締役の不正と非常に結びつきやすく、国際独占資本の進出を助ける改正になっていること、②株主の権利・地位の強化も民族的・自主的立場が欠けていることを指摘している²⁴⁾。

このように、共産党を除く他の政党は、①~④を盛り込んだ改正案が経済再建、外資導入などに資するという期待を込めて賛成しているのである。

3-3-2-(2) 司法界

①授権資本制度と無額面株式の採用に関して、弁護士の藤林益三(日本弁護士連合会所属)は、授権資本制度よりドイツの認許資本のような制度を利用した方が従来の制度とマッチすること、無額面株式が取締役に濫用されるおそれがあることなど述べている²⁵⁾。また、裁判官の恒田文次(東京地方裁判所民事部判事)も無額面株式が取締役の不正行為に利用されるおそれがあると指摘している²⁶⁾。

②株主の権利・地位の強化に関して、藤林は、株主が会社に対して、株主権を行使するのは会社荒らしや会社の乗取りなどの場合であって、ほとんど公正に行使されることはない。そのため、株主権を拡張することは会社荒らしに「好餌」を与えるものだとして強く反対している²⁷⁾。また、恒田は株主権の拡張が会社荒らしによる濫訴の危険性を増すものだと懸念を表明している²⁸⁾。

③外国会社規定の整備に関して、弁護士の大橋光雄(日本弁護士連合会代表)は、第1次世界大戦後ドイツがアメリカ資本導入のために商法改正をしたが、最小限度の改正しかやらず、また、日本のように「向こうの制度を鵜呑みにする」やり方はしなかった。模範にするなら非常にまとまったイギリス会社法を採用すべきであると述べている²⁹)。

^{22)「}第7回国会衆議院法務委員会議録」第37号4頁~5頁(マイクロフィルム)。

²³⁾ 同上6頁。

²⁴⁾ 同上2頁~4頁。

^{25)「}第7回国会参議院法務委員会会議録」第15号6頁(マイクロフィルム)。

^{26)「}第7回国会参議院法務委員会会議録」第14号12頁(マイクロフィルム)。

²⁷⁾ 前掲注25)「第7回国会参議院法務委員会会議録」第15号7頁。

²⁸⁾ 前掲注26)「第7回国会参議院法務委員会会議録」第14号12頁。

²⁹⁾ 同上3頁~4頁。

④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用に関して、大橋は、株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大が「思想の混乱」であり、「そういうような混乱した制度が、率直に言いますと、これはアメリカ会社法に見られる。アメリカ会社法は世界のいろいろな国の会社法と比較研究しましてもは必ずしも模範とは言い難い」として、アメリカ法採用を痛烈に批判している30。

このように、司法界の代表は①~④に関して懸念または反対を表明すると同時に、大橋に見られるように、日本政府のアメリカの法制度を「鵜呑みにする」やり方に大きな警鐘を鳴らしているといえよう。また、「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」ので反対というのが司法界の大勢であることも確認できるといえよう。

3-3-2-(3) 経済界

既述したように、経済界は授権資本制度と無額面株式の採用を強く要望していたが、株主の権利・地位の強化は会社荒らしを利するので反対という意見が大勢であった³¹¹。これを受けて、経済界の代表は、①授権資本制度と無額面株式の採用、③外国会社規定の整備、④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大に関して、例えば、吉阪俊蔵(東京商工会議所常務理事)は、授権資本制度と無額面株式の採用が早くから経済界の要望であった。そして、「特に終戦後経済の民主化が行われ、また企業再建のために多数の株式が発行せられ、特に英米方面から外資導入を円滑にしなければならないという当面の必要からいたしまして、経済界においては双手をあげて賛意を表しておる次第でございます。」と述べている³²²。また、矢野範二(日本金属産業取締役社長)は、取締役の権限強化が「現在の株式会社の株主総会中心から取締役会中心主義へ移行する結果として出て来るもの」と指摘している。そして、「取締役の地位の強化は現在の株主総会が殆んど、特殊な例外を除きまして、空文化し、取締役の思うまま、意のままに改正され、決議されている実情にも即しておるのでございます。」として賛成している³³³。

これに対して、②株主の権利・地位の強化に関して、吉阪は、株主の書類閲覧権を削除することを求め、その理由として、株主の書類閲覧権にどれだけの効力があるのか疑わしいこと、一部の株主に濫用されて会社の業務が損なわれる危険があることを挙げている³⁴¹。また、稲脇修一郎(三菱商事顧問)は、株主の書類閲覧権が結局は会社荒らしに利用されるにすぎないと反対している³⁵¹。さらに、矢野は、株主の権利・地位の強化が「可なり行き過ぎ」であり、株主に徒らに事を構える機会を与え、企業経営の円滑なる運行の妨げになり、日本の

³⁰⁾ 同上3頁。

³¹⁾ 前掲注14)参照。

^{32)「}第7回国会衆議院法務委員会議録」第28号2頁(マイクロフィルム)。

³³⁾ 前揭注26)「第7回国会参議院法務委員会会議録」第14号1頁。

³⁴⁾ 前揭注32)「第7回国会衆議院法務委員会議録」第28号2頁。

³⁵⁾ 前掲注26)「第7回国会参議院法務委員会会議録」第14号11頁。

経済復興を遅らせることになると指摘している36)。

このように、経済界の代表は、当然ながら経営者に有利に働くと考えられる①③④に関しては賛成している。一方、②に関しては「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」という考え方から徹底的に反対しているのである。

3-3-2-(4) 学界

学界も株主の権利・地位の強化は会社荒らしを利するから反対という考えが大勢であった³プ。そして、学界の代表として出席した野津努(中央大学教授)は次のような意見を述べている³³゚。すなわち、①授権資本制度と無額面株式の採用に関して、授権資本制度を採用することは疑問であり、現在の資本確定の原則からあまり行き過ぎであり、無額面株式は「取締役の私腹を肥やす」おそれがあると指摘している³³゚。②株主の権利・地位の強化に関して、株主の書類閲覧権や株主代表訴訟制度が会社荒らしに悪用されるとしている。なお、③外国会社規定の整備に関しては意見を述べていない。④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用に関して、これは取締役の「寡頭政治」を招き、「現在の民主主義的原理」と調和するか疑問であり、原理的に非常に矛盾していると述べている。

このように、野津教授は、①④に関しては疑問や懸念を示し、②に関しては「株主の権利・ 地位の強化=会社荒らしを利する」ので反対という学界と共通した考え方を示しているので ある⁴⁰。

以上述べたように、それぞれの立場で各界の代表者が意見を述べているが、共通しているのは、政党の委員を除いて司法界、経済界、学界の代表が、②株主の権利・地位の強化に関して「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」から反対していることである。これは、第1に、株主が株式の配当利益を受ける存在にすぎず会社に対して株主権を行使することに関心をもっていないので株主の権利・地位を強化しても余り意味がないということ、第2に、株主権が行使される場合、適切な株主よりむしろ会社荒らしによって行使されることが多く、株主の権利・地位の強化によって会社荒らしの濫用が増え、ますます会社の業務に支障が出てるおそれがあることを、司法界、経済界、学界の代表が考えて強く反対したものといえよう。

³⁶⁾ 同上2頁~3頁。

³⁷⁾ 前掲注14)参照。

³⁸⁾ 前掲注32)「第7回国会衆議院法務委員会議録」第28号3頁~8頁

³⁹⁾ これは、授権資本制度が「取締役の専横を来すおそれが相当あ」り、無額面株式も「実際上からみると取締役の不正行為を激発するおそれが相当あろうかと思う」という当時学界に強い影響力があった松本烝治博士の意見を根拠としていると思われる。前掲注14)松本烝治「会社法改正要網批判」2頁~4頁。

⁴⁰⁾ 野津教授の他に松岡熊三郎明治大学教授も「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」から反対という意見であった。前掲注32)「第7回国会衆議院法務委員会議録」第28号9頁~11頁。

4 意義と位置づけ

4-1 意 義

昭和25年商法改正以前において、明治32年(1899)商法では、株主の権利・地位が規定されていたが、明治44年(1911)商法改正では、合併規定と罰則規定の改正が主であり株主の権利・地位の改正はほとんどなかった。昭和13年(1938)商法改正でも株主の権利・地位の改正があまりなく、会社荒らしなどは罰則規定の強化で対処してきた。戦前では株主の権利・地位はあまり改正されないで置かれ、所有と経営の分離が進行するに伴い、実質的に取締役の権限が拡大する一方で、株主の権利が縮小しその地位が低下するという状況であった⁴¹゚。このため、昭和25年商法改正では、既述した経過から明らかなように、株主の権利・地位の強化によって、株主に改めて権利意識を植え付け、取締役の権限拡大に対するチェック機能を与えたという意義を有すると考えられる。

また、株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用に伴い、新株発行や社債募集などの重要事項が株主総会から取締役に移されたことによって、株主総会の権限が縮小され、その意味では、株主総会を通じての株主の権限は弱められたように見える。しかし、株主総会の普通決議において、定款で排除しない限り発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主の決定が定足数として要求されるようになったこと、特別決議において、従来の単純多数決から出席株主の議決権の3分の2以上に当たる多数決で決するものとしたこと等、株主総会の権限に属する事項については株主の地位の強化が図られている。このことは、株主総会の権限を縮小しながらも株主総会における株主の地位の強化を図ることによって両者のバランスをとったという意義があるいえよう420。

さらに、取締役に新株発行や社債募集の権限が移動したことは、授権資本制度と無額面株式の採用と相まって、会社の資金調達を容易にし、会社の増資が進み、会社の発展に寄与する要因になったという意義があるといえよう⁴³。

⁴¹⁾ 田中耕太郎『改正商法及有限会社法概説』(有斐閣、1939) 43頁~53頁、前掲注2)北沢「株式会社の所有・経営・支配」71頁~76頁、三枝一雄『明治商法の成立と変遷』(三省堂、1992) 159頁以下、281頁以下、藤井信秀「日露戦争後の経済発展への対応―明治44年の改正―」(前掲注2)浜田編『日本会社立法の歴史的展開』) 125頁以下、淺木慎―「大正バブルの崩壊と経済的矛盾の露呈―昭和13年の改正・有限会社法の制定―」同書152頁以下、拙稿「明治44(1911) 年商法改正の意義」(法制史研究48号、1996) 41頁以下、拙稿「商法典の成立」(ジュリスト1155号、1999) 12頁~13頁。

⁴²⁾ この他に、株主総会の権限のうち、取締役の競業認許と取締役会社間の取引に関する責任免除については、特別決議より一層厳重な、発行済株式総数の3分の2以上による決議を要するして、株主の地位の強化を図っている。前掲注2)北沢「株式会社の所有・経営・支配177頁~78頁。

4-2 位置づけ

昭和25年商法改正は、ドイツ法体系にアメリカ法を継ぎ足したものといわれるが、アメリカ法を導入することによって、ドイツ法体系の欠陥・不備を是正し、戦後の経済発展に対応する改正と考えられる。この意味から、昭和25年商法改正は、現代商法の出発点をなす改正と位置づけることができよう。

また、昭和25年商法改正以後、社会・経済状況の変化に応じて会社法を中心に改正が行われたが、これらは昭和25年商法改正の部分的な改正であり、その基本的な枠組みを越える改正でなかった。しかし、平成12年(2000)9月に、商法改正に関して、法制審議会から平成14年をめどに抜本的な改正が行われる基本方針が打ち出された。それは、企業のグローバル化や情報技術(IT)革命に対応して会社法を全面的に改正することを目的としたもので、21世紀に対応した改正になると予想される。さらに、この改正は、昭和25年商法改正以来、約50年ぶりの改正と位置づけられている。このことから、昭和25年商法改正は、現在まで約50年間商事・産業法の基本法として日本経済を規制してきた改正と位置づけられるのである440。

5 むすびにかえて

以上、本稿では、昭和25年商法改正について、日本政府とGHQとの交渉、法制審議会及び第7回国会における審議を検討することによって、交渉や審議の特徴、改正に対する当事者、政界、司法界、経済界及び学界の意図や考え、さらには改正の意義や位置づけを明らかにしてきた。これまでの検討から明らかなように、昭和25年商法改正の中心は株主の権利・地位の強化の規定に関することであり、そこには、GHQの株主の権利・地位の強化をすすめていこうとする意図と、日本政府、司法界、経済界及び学界のできるだけ株主の権利を制限しようとする意図の対立が示されていた。そして、最終的には、GHQの意図が強く反映した改正になった。このことから、昭和25年商法改正は、株主に改めて権利意識を植え付け、取締役の権限拡大に対するチェック機能を与え、株主総会と株主の地位のバランスをとり、資金調達を容易にすることで会社の発展に寄与するという意義を有するといえよう。また、昭和25年商法改正は、株主の権利・地位の強化の規定をはじめとしたアメリカ法の導入によって、現代商法の出発点をなす改正であり、後の改正が昭和25年商法改正の部分的改正であ

⁴³⁾ また、取締役に新株発行や社債募集の権限が移動したことが、会社の発展を促し、結局は株主への配当増に結びつくと考えるならば、株主権(自益権)の拡大となるといえよう。

⁴⁴⁾ 商事法務1574号 (2000) 6頁以下。

ることから、現在まで約50年間商事・産業法の基本法として日本経済を規制してきた改正と 位置づけられるといえよう。

最後に、このような株主の権利・地位の強化を中心とする昭和25年商法改正が現実にどのように機能し影響を及ぼしたのか見ておこう。このことに関して、昭和27年(1952)2月と翌28年3月に大阪市立大学商法研究室が調査(「改正株式会社法施行の実態調査」、選定会社約500社、資本金1億円以上、回答約240社)を行っている。

この調査の中で、例えば、「少数株主権及び個々の株主の地位は会社経営に不利益な結果をもたらすか」という質問に対して、「不利益な結果をもたらさない」が112社、「不利益な結果をもたらす場合が多い」が121社であった。また、「会計帳簿書類閲覧謄写権に関する少数株主権の規定は会社経営上有害となるか」という質問に対して、「有害とならない」が142社、「有害となる」が89社であった。前者の質問に関して、既述したように経済界では「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」から反対という意見が圧倒的であったが、この調査ではかなり弱まっている。まして、後者の質問に関して、株主の書類閲覧権が有害とならないが約60%を占めている(5)。

このことは、「株主の権利・地位の強化=会社荒らしを利する」という経済界の懸念が杞憂であったことと、会社荒らしによる濫用の心配がなかったことを示している。したがって、昭和25年商法改正の株主の権利・地位の強化は、会社経営を阻害するものにはならなかったといえよう⁴⁶⁾。

さらに、株主の権利・地位の強化が昭和25年以降の商法改正でどのように展開したのか見ておこう。株主の権利・地位の強化について、昭和30年、41年、49年の商法改正ではほとんど行われなかった。しかし、アメリカで発覚した昭和51年(1976)のロッキード事件や昭和53年のダグラス・グラマン事件等の一連の会社不正支出事件の発生によって、その予防のためのチェック機能の整備強化が求められた。その結果、昭和56年(1981)の商法改正では、株主総会において株主の求めた事項に対する取締役・監査役の説明義務の規定を新設し、株主の提案権等を認めて、株主の権利・地位の強化と株主総会の活性化を図った4つ。

また、平成元年(1989)に始まった日米構造問題協議に関する平成2年6月の最終報告書

⁴⁵⁾ ジュリスト75号~78号 (1955)。

⁴⁶⁾ この調査以後、昭和56年(1981) 商法改正では、総会屋(会社荒らし)対策として、株主の権利の行使に関する利益供与の禁止と罰則も規定され、平成9年(1997)の商法改正ではその罰則がより強化された。このことは、総会屋による権利濫用が増加したために改正が行われたことを示している。総会屋による権利濫用が知っつごろから生じ、他の商法改正でどのように規定され、株主権についてどのような影響を及ぼしてきたのかについては今後の課題としたい。また、本稿では昭和25年商法改正がどのように機能し影響を及ぼしたのかに関して、②株主の権利・地位の強化を中心に述べたために、①授権資本制度と無額面株式の採用、③外国会社規定の整備、④株主総会の権限の制限と取締役の権限の拡大、取締役会・代表取締役制度の採用については十分に言及することができなかった。これらの考察についても今後の課題としたい。

⁴⁷⁾ 北沢正啓「会社法根本改正の計画とその一部実現―昭和56年の改正―」(前掲注2)浜田編『日本会社立法の歴史的展開』) 426頁以下。

の「会社法の見直し」の項で、わが国は、「商法によるディスクロージャーの制度及び株主の権利の拡充並びに合併の弾力化等について、今後の法制審議会において検討する」ことを約束した。これを受けて法制審議会では平成5年(1993)2月に改正要綱案を作成し、法務大臣に答申した。政府はこれに基づいた改正案を作成し、同年3月国会に提出し可決された。株主の権利・地位の強化については、株主代表訴訟の訴訟費用・訴訟提起費用に改善が加えられ、特に訴訟費用が8,200円と格段と引き下げられたために株主代表訴訟が提起しやすくなり、その後株主代表訴訟の数が増加した。また、株主の帳簿閲覧権行使のための株式保有割合の要件が10分の1から100分の3に引き下げられ、6ヶ月前から引き続いて株式を有するという株式保有期間の要件もなくなり、株主の帳簿閲覧権が強化された48)。

以上のように、株主の権利・地位の強化は、昭和25年商法改正以来いわば「外圧」によって促進されてきたということが確認できる。また、明治23年(1890)旧商法の編纂も条約改正の条件として欧米諸国が法典編纂を強く要求したことにその原因があったが⁴⁹⁾、「外圧」に大きな影響をうけることはわが国の「伝統」のように思われる。今後、IT革命によって益々企業の国際化が進み、国内の株主だけでなく、国外の株主も増えると予想される。それに対応するためには、商法改正において、「外圧」によってでなく、自発的に、株主の権利・地位及び株主に対する企業のディスクロージャーをより強化して企業の経営の適正化ないしは健全化を図ることが必要となるといえよう⁵⁰⁾。

⁴⁸⁾ 北沢正啓「日米構造問題協議関連の改正と社債法の全面改正―平成5年の改正―」(前掲注2)浜田編『日本会社立法の歴史的展開』) 510頁以下。

⁴⁹⁾ 前掲注41)拙稿「商法典の成立」7頁~8頁。

⁵⁰⁾ 宮島司「企業の国際化と会社法制」(税経通信732号、1997) 32頁以下。なお、株主の権利・地位が、ロエスレル商 法草案をはじめとして、明治23年旧商法、明治32年商法においてどのように規定され、明治44年商法改正、昭和13 年商法改正においてどのような変遷を辿ったのか。また、これらにどのようなことが影響したのか等、戦前の商法 における株主の権利・地位の状況と変遷については別稿を予定している。